

農業再改訂議長テキスト(2008年5月19日発出)の概要

論 点	気づきの点
上限関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限関税について、引き続き言及がない点は評価。 ● ただし、NAMA交渉との関連で上限関税を主張する国が依然存在し、議長もカバーレターで、なお議論が必要としていることから、しっかり反論していく必要。
重要品目の数	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要品目の数のベースが無税品目を含む全品目となった点は評価。 ● タリフライン数の違いによる不公平の是正が盛り込まれているが、具体的な適用についてさらに精査していく必要。
重要品目の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税削減率について、一般品目の1/3、1/2、2/3の3パターン、それぞれの場合の関税割当拡大幅の数字は、いずれも前回テキストと同様。引き続き柔軟性の確保を主張していく必要。 ● 重要品目の指定をタリフラインごとにするか、セクターごとにするかは決着がついていない。ただし、タリフラインごとの指定を前提とした計算方法として、主要6ヶ国(日、米、EU、加、豪、伯)での合意内容が含まれた点は、タリフラインごとの指定に近づくものとして評価。